

第1章

総論

性、公平性及び優先性の5つの基準が挙げられている。また、同省の「政策評価制度のあり方に関する最終報告」では、ODA事業についても事前評価や実施中の時点での検証の仕組みを構築し、事前から事後までの一貫した評価の確立を図っていくことの必要性が指摘されている。また2001年7月には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(行政評価法)が国会で可決され、2002年4月から施行される予定である。

政策評価制度の導入に関する主な動きは以下のとおりである。

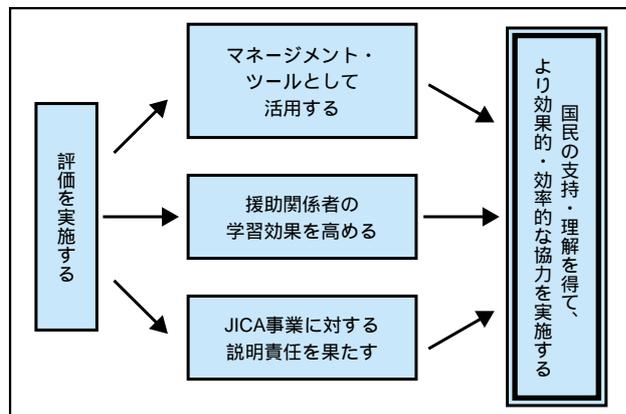
- ・ 2001年1月 総務省が「政策評価に関する標準的ガイドライン」を発表
- ・ 2001年1月 内閣官房に行政改革推進事務局が設置される
- ・ 2001年6月 行政評価法案が国会にて可決される(2002年4月から施行予定)
- ・ 2001年7月 ODA関係省庁評価部門連絡会が発足

2. JICAの事業評価の目的

(1) 評価の目的

JICA事業の評価は、プロジェクトなどの妥当性と協力効果をできるだけ客観的に、事前、中間、終了時、事後の各段階において判断する作業である。評価の目的は、評価結果を事業の立案・改善や説明責任の確保などに活用することを通じ、国民の支持・理解を得て、より効果的・効率的な協力を実施

図1 JICAにおける評価結果の活用



することにある。

評価結果の活用方法としては主に以下の3点がある。

マネージメント・ツールとして活用する

- ・ 開発政策、戦略、国別事業実施計画³⁾の策定の際の検討材料
- ・ 評価対象プロジェクトの実施決定、軌道修正、協力継続の判断を行ううえでの検討材料

援助関係者の学習効果を高める

- ・ 類似プロジェクトの立案・実施の際の参考材料
- ・ 評価対象プロジェクト及び関係者のキャパシティ・ビルディングの手段

JICAにおける説明責任の確保のために広く情報公開する

- ・ 事業実施責任を果ていることを説明する手段

3. JICA事業評価の種類

(1) 評価対象による評価の種類

『「ODA評価体制」の改善に関する報告書』(2000年3月)においては、ODAの評価を以下のとおり「政策レベル評価」「プログラム・レベル評価」「プロジェクト・レベル評価」の3つに分類して、政策、

「ODA評価体制の改善に関する報告書」におけるODA評価対象の区分

- 1 **政策レベル評価：日本の各種援助政策に対する評価**
 想定例： 「ODA中期政策」の評価
 「国別援助計画⁴⁾」の評価
 特定の援助政策に対する評価(例：TICAD⁵⁾に沿った支援政策、地球規模問題に関する支援政策等を対象とするもの)
- 2 **プログラム・レベル評価：共通の目標をもつ複数のプロジェクトを包括的に取りあげて行う評価**
 例： 分野別評価(ある国の特定分野での複数プロジェクトや複数国での特定分野のプロジェクトを対象とするもの)
 課題別評価(貧困対策、ジェンダー等、開発課題での分野横断的な複数のプロジェクトなどを対象とするもの)
 実施機関における国別事業評価
- 3 **プロジェクト・レベル評価：個別プロジェクト対象の評価**

注3) 国別事業実施計画とは、JICAが策定する援助計画で、国別の援助政策の枠組みの中で中・長期的な当該国に対する全JICA事業実施の基本的な考え方を取りまとめたものであり、当該国における開発の方向性、開発課題と事業計画、JICAの協力上の留意点が盛り込まれており、協力方針を具現化するための開発課題ごとの具体的な投入計画を3～5年にわたって記載したものである。

注4) 国別援助計画とは、外務省が策定する援助計画で、5年程度の期間を念頭に置き、相手国の経済社会状況に応じたニーズや優先順位を的確に反映したうえで、他の援助国・援助機関や民間セクターとの協調・連携も視野に入れながら、当該国の政治・経済・社会状況に関する認識、ODA大綱との関係、援助の重点課題・分野、援助実施上の留意点などを明確にしたものである。

注5) TICAD IIとは、1998年10月に東京で開催された第2回アフリカ開発会議の略称であり、この会議の結果、今後のアフリカ開発の指針ともいえる「東京行動計画」が採択された。

プログラム・レベルの評価を充実させることを提言している。

このうち JICA ではプログラム・レベル評価とプロジェクト・レベル評価を実施している。

1) プログラム・レベル評価

プログラム・レベル評価は、複数のプログラムを対象とした評価であり、共通の上位目標や開発課題をもつ複数のプロジェクトを総合的に評価するものや、特定の協力形態を評価対象とするものなどがある。現在では国別事業評価、特定テーマ評価などの事後評価の形で実施されている。

2) プロジェクト・レベル評価

プロジェクト・レベル評価は個別のプロジェクトを対象として評価するもので、主に個々のプロジェクトの立案・見直し、協力継続の判断、類似プロジェクトへの教訓の反映、アカウントビリティの確保などを目的に実施されるものである。

(2) 調査実施時期による評価の種類

JICA の評価の種類には、調査実施時期により「事前評価」「中間評価」「終了時評価」及び「事後評価」の4種類がある。JICA 事業のプロジェクト・サイクルにおける評価の位置づけは図2のとおりである。「事前評価」「中間評価」「終了時評価」は個々のプロジェクトを対象として行われており、「事後評価」では個々のプロジェクトとプログラム・レベルの評価の両方が行われている。

1) 事前評価

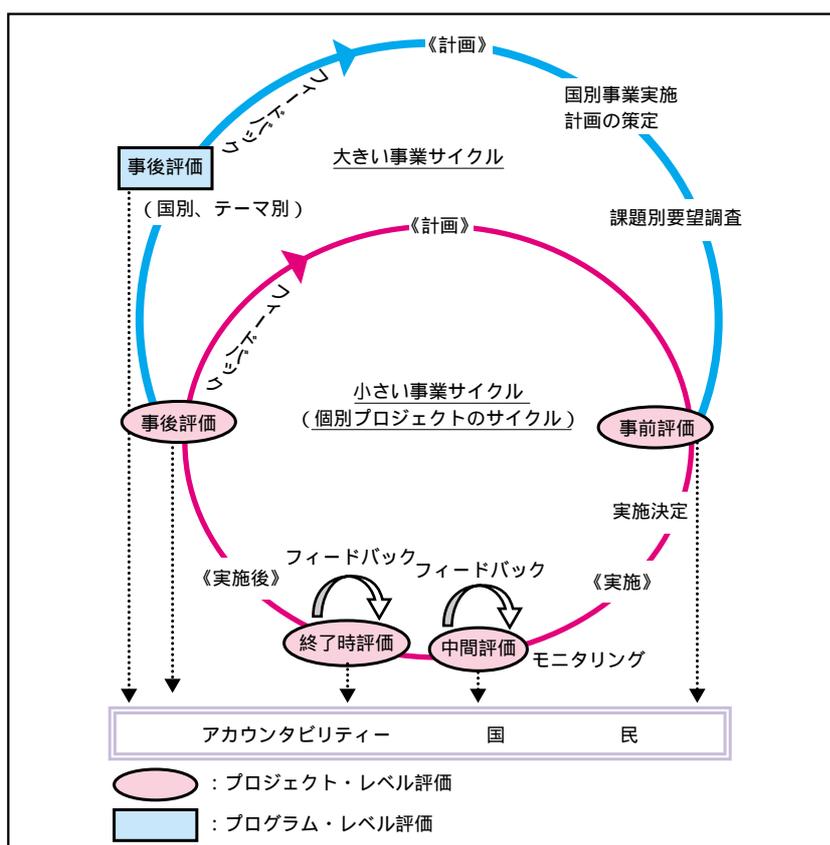
事前評価は、要請されたプロジェクトについて国別事業実施計画との整合性や実施することの必要性を検討した後（案件審査）、現地調査を行ってプロジェクトの内容や予想される成果をより明確にし、プロジェクト実施の妥当性を検討・評価することを目的としている。

また、事前評価の段階で設定されたプロジェクトの評価指標は中間から事後までの各段階の評価において、協力効果を測定する基準として活用される。

2) 中間評価

中間評価は協力期間の中間時点で行われる評価であり、プロジェクト方式技術協力事業を中心に実施している。評価にあたっては評価5項目うちの効率性、妥当性を中心に実施し、評価結果に

図2 JICA の事業サイクルと評価の位置づけ



基づいて必要に応じ当初計画の見直しを検討している。

3) 終了時評価

終了時評価は協力の終了時にプロジェクト目標の達成度や効率性、妥当性、今後の自立発展の見通しなどの視点から評価するもので、その結果を踏まえて協力終了の適否やフォローアップの必要性を検討している。

なお、終了時評価は協力形態によって実施時期が異なっており、原則として表1の時期に行なわれている。

表1 協力形態別の終了時評価の実施時期

協力形態名	評価対象	終了時評価実施時期
プロジェクト方式技術協力	すべてのプロジェクトを対象	協力期間終了の約6か月前
無償資金協力 ⁶⁾ (一般プロジェクト無償)	供与金額が大きいプロジェクトを対象	完工後1年以内
在外研修 (第三国集団研修、現地国内研修)	すべてのプロジェクトを対象	協力期間終了の約1年前
技術協力専門家派遣	チーム派遣、研究協力、重要政策中枢支援のみを対象	協力期間終了の4～6か月前
青年海外協力隊	チーム派遣のみを対象	協力期間終了の4～6か月前

4) 事後評価

協力終了後、一定の年月(おおむね3年以上)を経過したプロジェクトを対象に、効果、妥当性、自立発展性を中心に評価するもので、国別事業実施計画の改善や効果的・効率的な事業の実施に向けての教訓・提言を得ることを目的に行っている。事後評価には個別のプロジェクトを対象とした評価と、プログラムを対象とした評価とがある。

(3) 事後評価の種類

1) プロジェクト・レベルの事後評価

個別プロジェクトを対象とした事後評価は、在外事務所を中心に年間10数件程度行っているが、今後はさらに評価件数を拡大していく予定である。

2) プログラム・レベルの事後評価

プログラム・レベルの事後評価は、評価監理室が主管となって実施している。評価の結果は主に国別事業実施計画の改善などに反映され、新規プロジェクトの発掘・形成に活用される。プログラム・レベ

ルの事後評価の種類を評価対象と評価者によって分類すると、それぞれ以下のようなものがある。

評価対象による区分

国別事業評価

評価対象国の開発に対するJICAの協力の効果を総合的に評価するもの。その結果は、対象国へのJICAの援助方針である国別事業実施計画や協力方法の改善などに反映される。

特定テーマ評価

特定セクターや重要課題(環境・貧困・ジェンダーなど)または協力形態(青年海外協力隊など)をテーマとして、複数のプロジェクトを対象に協力効果を総合的に評価するもの。評価結果は、対象セクター・開発課題への取り組みや対象となった協力形態の事業改善などに反映される。

評価者による区分

外部機関による評価

評価の質及び客観性の向上を図ることを目的として、開発援助や評価手法に精通している外部の研究機関やコンサルタントなどに委託して評価を行うもの。

Box1 プロジェクト・レベルの事後評価に類似した調査

主にフォローアップの必要性を確認することを目的として、プロジェクト・レベルの事後評価に類似した以下の調査も実施されている。

事後現況調査

事後現況調査は、プロジェクト方式技術協力、無償資金協力及び技術協力機材供与の各事業について、協力終了後2年目、6年目にすべてのプロジェクト(機材は6年目のみ)を対象に、組織、施設、供与機材、実施効果の面から調査を行い、現況を把握するものである。調査結果はプロジェクトのフォローアップ、アフターケア実施のための基礎資料として活用している。

実施主体は在外事務所である。

開発調査フォローアップ調査

実施済みの開発調査案件を対象に、調査結果の活用状況や事業化の現状について把握するために実施している。近年は、試行的に「インパクト調査」を行い、開発調査の効果がどのような形で現れているかを検証し、新規の開発調査を実施するうえでの教訓を導き出す取り組みも行われている(第2章「開発調査のフォローアップ評価」を参照)。

実施主体は在外事務所及び担当事業部である。

注6) 無償資金協力事業については、外務省が主管しており、JICAは事業実施前の調査(予備調査、基本設計調査)と事業の実施促進を担っている。

有識者評価

評価の質及び客観性の向上を図ることを目的として、開発援助や評価方法について見識を有する外部の有識者（学識経験者、ジャーナリスト、NGO など）に依頼して評価を行うもの。

合同評価

他国の援助機関や国際機関、あるいは被援助国の関係機関と合同で評価を行うもの。評価手法の相互学習や連携の強化、情報の共有を図るうえで有効な手段である。また被援助国の評価能力向上への貢献も期待できる。

草の根モニタリング

協力対象地域で活動している NGO や現地在住の有識者に依頼して、プロジェクトの受益者の視点からプロジェクトの効果などについてモニタリングを行うものであり、2000 年度から新たに開始された。モニタリングの結果は、プロジェクトの協力方法の再検討や、新規プロジェクトの発掘・形成プロセスの改善に役立てられる。

4. 評価の手法

JICA では、プロジェクトの内容をプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）として整理し（図 3）、PDM に基づき、次項で説明する評価基準に基づいて、評価・モニタリングを行っている。JICA の評価手法については 2001 年 10 月に改訂された「JICA 事業評価ガイドライン」において詳細に説明されている（2001 年 12 月より JICA ホームページに掲載）。

なお、本手法はプロジェクト・レベルの評価の際に用いられる手法であり、プログラム・レベルの評価についてはそれぞれのプログラムごとに適した手法を検討している。

5. 評価基準

JICA ではプロジェクト評価の基準として、前述の DAC「評価 5 項目」に基づいて評価を行っている。評価 5 項目の主な視点⁷⁾については以下のとおりである。また、PDM と評価 5 項目との間には図 4 のような関係がある。

図 3 プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）

プロジェクトの要約	指標	入手手段	外部条件
上位目標 間接的・長期的な効果、インパクト。プロジェクト終了後 3～5 年後に達成することが期待される。	上位目標の達成度を測る指標目標値	指標として設定されたデータや情報の入手先	プロジェクトによる効果が持続していくための条件
プロジェクト目標 協力の対象者への直接的な便益。協力終了時まで達成されることが期待される。	プロジェクト目標の達成度を測る指標目標値	指標として設定されたデータや情報の入手先	上位目標に貢献するために満たされていない外部要因であるが、満たされるかどうか不確かなもの。
成果 プロジェクト目標を達成するために実現しなければならない複数の事項。活動の実施により達成される。	成果の達成度を測る指標目標値	指標として設定されたデータや情報の入手先	プロジェクト目標を達成するために満たされていない外部要因であるが、満たされるかどうか不確かなもの。
活動 成果を実現するために、投入を用いて行う行為	投入 (日本及び相手国双方) 活動に必要な資源(人材、資金、資機材等)		成果を出すために満たされていない外部要因であるが、満たされるかどうか不確かなもの。 前提条件 プロジェクトを始める前に満たされるべき前提条件

注 7) 2001 年 10 月に改訂された「JICA 事業評価のガイドライン」では、評価 5 項目について「目標達成度」を「有効性」に、「効果」を「インパクト」に名称変更している。この他、本ガイドラインの改訂による主な評価方法の変更としては、プロジェクトの実績・実施プロセスの確認の作業と評価 5 項目による分析とを分けて整理したことなどがある。

(1) 効率性 (efficiency)

資源の有効活用という観点から、プロジェクトが効率であったかどうかを検証するもの。「投入」コストが「成果」や「プロジェクト目標」の達成度合いに見合っているか、他の手段によりもっと効率的に行うことができたのではないかを問う視点。協力内容、方法、協力期間、投入のタイミング、費用の適切度、他ドナーとの連携などの観点から検討する。

(2) 目標達成度 (effectiveness)

当初計画された、あるいは協力途中で修正された「プロジェクト目標」がどこまで達成されたか、または達成される見込みであるかを検討する。

(3) 効果 (impact)

「上位目標」の達成状況をはじめ、プロジェクトが実施されたことにより生じた直接的・間接的な正負の影響。経済面、社会面、政治面、技術面、環境など様々な視点から検討する。これには、当初予期された効果だけでなく、予期されなかった効果も含まれる。

(4) 妥当性 (relevance)

妥当性は、プロジェクトの目標が評価時点においても受益者のニーズと合致しているか、援助国側の政策や日本の援助政策との整合性はあるかといった援助プロジェクトの正当性を問う視点である。PDMでは主に「プロジェクト目標」や「上位目標」に着目して妥当性を検討する。

(5) 自立発展性 (sustainability)

協力が終了してもプロジェクトの実施によってもたらされた便益が持続する見込みがあるかどうかを、組織・制度、技術、財務などの視点から検討する。

また、PDM と評価 5 項目について図 4 のような関係がある。

6. JICA における評価実施体制

JICA は 1981 年 7 月に JICA 事業の評価のあり方などを検討するために「評価検討委員会」を設置し、評価手法の開発などに取り組んできた。1988 年 4 月には評価を専門的に行う部署として企画部内に評価室を設置し、JICA 事業について各種評価を実施している。1994 年には、体系的な管理手法に基づき事業を実施していくとの観点から、プロジェクト・サイクル・マネジメント (PCM) とよばれる手法をプロジェクト方式技術協力において導入した (JPCM)。現在では、他の事業形態においても、現地ニーズの把握、プロジェクトの位置づけや目標の明確化などのために JPCM を活用し、適正なプロジェクト管理に役立っている。評価室はその後、1990 年 4 月に評価監理課へ、1996 年 10 月に評価監理室へと改組された。2000 年 1 月、評価監理室は、評価結果の事業へのフィードバック体制の強化を目的として「企画・評価部」に統合され、現在、同部のもとにおいて各種評価を実施している。

JICA の評価実施体制は、主に評価検討委員会、評価監理室、事業実施部門 (関係事業部、在外事務所) により構成されている。それぞれの主な役割については以下のとおりである。

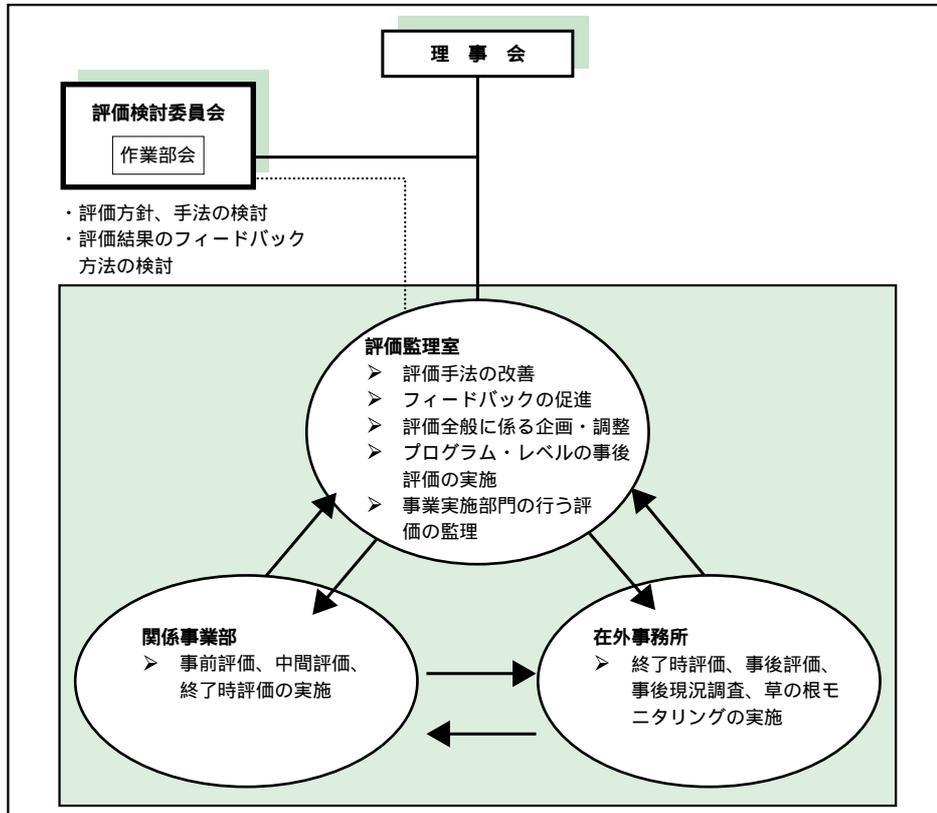
(1) 評価検討委員会の役割

評価検討委員会は企画・評価担当理事を委員長、関係部長を委員として構成されており、JICA が実施する事業評価の基本方針や評価結果のフィードバ

図 4 評価 5 項目と PDM の関連性

	効率性	目標達成度	効果	妥当性	自立発展性
上位目標			プロジェクトを実施した結果、どのような正負の影響が直接的・間接的に現われたか	「成果」「プロジェクト目標」「上位目標」は、被援助国側のニーズに合致しているか	協力終了後もプロジェクト実施による便益が持続されるかどうか。プロジェクトはどの程度自立しているか。
プロジェクト目標		「成果」の達成により、「プロジェクト目標」がどれだけ達成されたか			
成果	「投入」がどれだけ効果的に「成果」に転換されたか				
投入					

図 5 JICA における評価の実施体制



ック方法について検討・審議を行っている。また同委員会の下には、付託事項を調査・検討するための「評価検討作業部会」が設置されている。

(2) 評価監理室の役割

評価監理室は、評価手法の改善や評価結果のフィードバックの促進などを含む、評価全般に係る企画・調整や、プログラム・レベルの事後評価の実施、また、事業実施部門の行う評価の監理などの役割を担っている。

(3) 事業実施部門の役割

在外事務所を含む各事業実施部門は、事業の運営管理のため、また実施の効果を明らかにするために、事前、中間、終了時、事後の各段階でのプロジェクト・レベルの評価を実施している。

7. 評価結果のフィードバックとアカウンタビリティ

(1) フィードバック

評価結果のフィードバックとは、評価結果や教訓・提言を活用し、事業の改善に役立てていくプロセスである。

フィードバックには、大きく分けて、意思決定プ

ロセスへのフィードバックと、関係者の学習プロセスへのフィードバックがある。

1) 意思決定プロセスへのフィードバック

意思決定プロセスへのフィードバックとは、評価結果を対象プロジェクトの改善に直接生かすもので、主に担当部署がプロジェクトの運営管理の一環として行っている。例えば、事前評価の結果はプロジェクトの実施決定の判断に、中間評価の結果は当初の計画の見直しなどの判断にフィードバックされる。また、終了時評価の結果はプロジェクトを終了するのか、延長・フォローアップを行うかどうかの判断に、それぞれ活用されることになる。

2) 学習プロセスへのフィードバック

学習プロセスへのフィードバックとは、開発援助に携わる関係者が評価情報や教訓をノウハウとして蓄積することにより、類似のプロジェクトを形成・採択する際や、よりマクロな組織戦略の見直しなどに活用することを指す。

(2) アカウンタビリティ（説明責任の遂行）

アカウンタビリティとは、単に評価結果を公表することを意味するのではなく、事業委託者（JICA

Box2 評価セミナーによる評価結果のフィードバック

2000年度に国際開発学会に外部委託して実施した特定テーマ評価「タイ首都圏と地方との地域間格差是正」の評価結果を広く関係者にフィードバックするために、日本国内と調査対象国であるタイにおいて評価セミナーを開催した。

タイにおける評価セミナー



2000年8月28日にバンコクにて、また8月30日に東北地方の中心都市であるコンケンにて評価セミナーを開催した。両セミナーとも約90名の参加者が出席し、タイの援助受入窓口機関である技術経済協力局をはじめとするタイ側の様々な関係者に対して評価結果のフィードバックを行った。発表後には会場の参加者を交えて今後のJICAの協力のあり方などについて活発な議論が行われた。(写真はコンケンでのセミナー風景)

国内における評価セミナー



2001年10月18日にJICA国際協力総合研修所にて開催された。参加者はJICAのホームページやメールマガジンなどを通じて広く一般に公募し、大学教員や学生、コンサルタント、NGOなど開発援助に携わる様々な人が約120人が出席した。発表後は会場の参加者も交えて、外部機関への委託による評価のあり方などについての活発な議論が行われた。

事業でいえば納税者) に対し受託者 (JICA) が責任をもって事業を実施していることを説明し、それに対し委託者側がその良し悪しを判断する仕組みである。アカウントビリティーの要件には、事業目標が明確であること、組織の意思決定プロセスの透明性があること、資源の活用や業績が正確に把握されていることなどが含まれる。アカウントビリティーの確保のためには、これらの要件を満たした質の高い評価情報の公開が求められる。

(3) JICAの取り組み

JICAではこのような評価結果のフィードバックの促進とアカウントビリティーの遂行を目的として、以下のような取り組みを行っている。

報告会等の実施：評価調査団が帰国した後、関係者を対象に報告会を実施している。

報告書類の配布：評価報告書は一般公開用資料として広く配布されている。またJICA図書館にも収められており自由に閲覧することが可能となっている。

ホームページへの報告書の掲載：主要な事後評価報告書や、1998年度版から2000年度版までの事業評価年次報告書などの評価報告書をホームページ上で広く公表している。なお、2000年度からは事業評価年次報告書の英語版を作成し、JICAの

英文ホームページに掲載している。

評価セミナーの開催：国別事業評価や特定テーマ評価などの主要な事後評価の結果を広く外部に報告するために、評価セミナーを開催している。評価セミナーには日本国内で一般市民を対象に開催される場合と、評価調査の対象国で相手国側関係者を対象として開催される場合がある(BOX2参照)。



JICAのホームページ上に掲載されている評価のページ (http://www.jica.go.jp/evaluation/index.html)

JICA の事業評価における課題と今後の取り組み

近年、我が国の厳しい財政状況を背景に、援助事業の効果的かつ効率的な実施がますます重要になってきており、ODA の意義や日本がめざすべき援助の将来像などについて活発に議論されるとともに、ODA の量から質への転換を図るための各種の提言がなされている。こうした動きのなかで、ODA の質の向上と透明性の確保を図るための有効な手段として評価の役割や重要性が再認識されており、評価システムの強化、評価活動の拡充が求められている。

このような状況を踏まえ、今後一層効果的かつ効率的に事業を実施していくために、JICA は以下の課題に積極的に取り組んでいる。

1. 事前評価から事後評価までの一貫した評価制度の確立

協力開始前から終了後までの一貫した評価体制を確立するため、2001 年度から新たに事前評価制度をプロジェクト方式技術協力事業及び無償資金協力事業において本格的に、開発調査事業において試行的に導入した。これにより、プロジェクト開始前に設定した評価指標に基づき、モニタリング、中間評価、終了時評価、事後評価を一貫して行う制度が強化された。

今後の取り組みとしては、事前評価に対応した形で事後評価を拡充していくことが課題であり、そのためには在外事務所の主導による事後評価の実施体制を強化する必要がある。

2. 評価の対象事業と対象範囲の拡大

前述の一貫した評価制度の確立に加え、評価対象となる事業やプロジェクトの数を拡大していくことも重要な課題である。

例えば青年海外協力隊事業では、チーム派遣以外はまだこれまで評価対象としてこなかったが、将来的には対象とすべく評価手法についての調査研究を始めつつある。

さらに開発福祉支援事業など近年新たに開始された事業についても参加型の評価方法が検討されてお

り、従来と比べて評価の対象事業と対象範囲は確実に広がりつつある。

3. 評価手法の研究・開発

JICA では、2001 年度に評価ガイドラインを大幅に改訂した。この評価ガイドラインでは JICA の評価の実施方針をはじめとして、JPCM 手法に基づく評価 5 項目の観点からの分析手法や評価結果のまとめ方など、評価の実施方法を解説している。

このほかにも「事前評価」や「参加型評価」など、評価手法の改善のための調査研究を各種実施している。「事前評価」の調査研究の結果については、2001 年度から本格的に導入された事前評価制度の確立にも大きく貢献している。また相手国側の関係者の視点を反映させて評価を行う「参加型評価」は近年他のドナーの間でも注目を集めている評価方法で、JICA 内においても前述の調査研究を端緒として、方法論の確立と取り組みの強化を図っている。

さらに、従来評価を実施している事業についてもより一層の評価の質の向上を図るため、手法の改善に努めており、自然環境分野・保健医療分野では評価・モニタリング指標の選定のための調査研究を 2000 年度に実施している。

他の援助機関との合同評価は評価に関する経験の蓄積を図るうえで重要であるが、JICA では過去に USAID・UNDP などと合同評価を実施しているほか、2001 年度に DAC 評価作業部会加盟国 8 か国及び 4 つの国際機関により実施予定の基礎教育分野の合同評価にも積極的に参加し、経験の蓄積と本分野の評価手法の向上への貢献を図ることをめざしている。

4. 評価人材の育成

評価の実施体制の確立や手法の開発に加え、実際に評価を行う人材を育成することも重要な課題である。JICA では、JICA 職員、専門家、コンサルタント、相手国側関係者など、プロジェクトの評価にかかわるあらゆる人材に対し、評価の知識と能力を向上させるための研修を新たに開始している。

一例としては、前述の評価ガイドラインの改訂に伴い、2001年度後半にJICA内外の関係者を対象としてガイドラインの内容を紹介する評価研修を予定しているほか、JICAから派遣される専門家が出発前に受講する派遣前集合研修においても「モニタリング・評価研修」を2001年度から新たに導入している。

さらに、同じく2001年度から相手国の政府関係者を対象として集団研修コース「ODAプロジェクト評価セミナー」を開始し、途上国における評価人材の育成を図っている。

5. 外部有識者の評価への参加

外部有識者の評価への参加は、評価における客観性を確保するため、また評価手法の開発を図るためにも、近年その重要性を増している。

JICAでは、従来より終了時評価及び事後評価調査の調査団にプロジェクトの国内委員である大学・研究機関関係者やコンサルタントなどを加えることで外部有識者の参加を図ってきたが、1999年度からは評価調査そのものの外部委託も開始している。

例えば、1999年度には「農林水産業分野への協力における貧困・ジェンダー」をテーマにした事後評価を名古屋大学とコンサルタント会社に委託し、それぞれネパールとパラグアイで実施した。また2000年度にはボリビアとタンザニアの国別事業評価をコンサルタント会社に、また特定テーマ評価「タイ首都圏と地方との地域間格差是正」を国際開発学会に委託して実施した。

今後は、外部有識者の評価調査への参加や評価の



2000年9月に評価結果のフィードバックをテーマにしたDAC評価作業部会東京ワークショップをJICA国際協力総合研究所にて開催した

外部委託をより一層強化することが重要である。これに加え、外部有識者による評価委員会を新たに設置しJICAで実施した評価の結果をこの委員会に報告し、評価の質と客観性の向上を図り、評価制度の改善に向けての助言を得ることを検討中である。

6. 評価結果の事業へのフィードバック

評価はその結果が援助事業の改善に反映されて初めて意味をもつ。このため、評価結果のフィードバックは極めて重要な課題であり、JICAはフィードバック体制を確立するために様々な取り組みを行っている。

例えば、2000年度には調査研究「評価結果のフィードバック」を実施し、評価結果の直接的な利用者であるJICA職員や専門家、また相手国側の関係者を対象に事後評価結果の活用状況や評価から得たい情報、評価への期待などについての調査を行った。その結果、今後評価結果のフィードバックを促進していくためには、評価情報の提供方法の改善、提供する評価情報の質の改善、評価情報の活用を促すための制度化などの課題に取り組むべきであることが明らかになった。

これを踏まえ、2001年度には特定テーマ評価「評価結果の総合分析」を実施し、過去にJICAで行った評価結果を分析して教訓・提言を体系的に整理することを試みている。また、新規プロジェクトの検討過程に過去の評価結果を反映させるためのシステムづくりを進めている。

一方、2000年9月には外務省・JBICとともにDAC評価作業部会東京ワークショップ「効果的な学習と説明責任のための評価結果のフィードバック(Evaluation Feedback for Effective Learning and Accountability)」を開催し、DAC加盟国間での評価結果のフィードバックについての議論を深めることに大きく貢献した。

7. 外部への迅速な情報発信

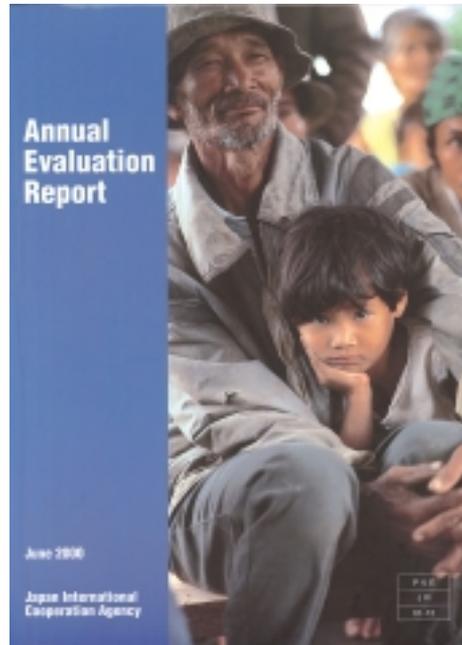
評価結果の外部への迅速かつ確実な情報発信は、説明責任を遂行するうえで欠かせない重要な要素である。

評価結果の情報提供の方法はインターネットの普及とともに整備されてきており、事業評価年次報告

書や 1999 年度以降に実施した主要な事後評価の結果など各種の評価報告書が JICA のホームページ上に掲載されている。

また、事前評価の結果作成された事業事前評価表も JICA のホームページ上で順次公表されている (Box3)。

さらに、全世界に向けて広く情報を発信していくために、2000 年度より事業評価年次報告書と主要な事後評価報告書を英語訳し、JICA の英語版ホームページに掲載している。

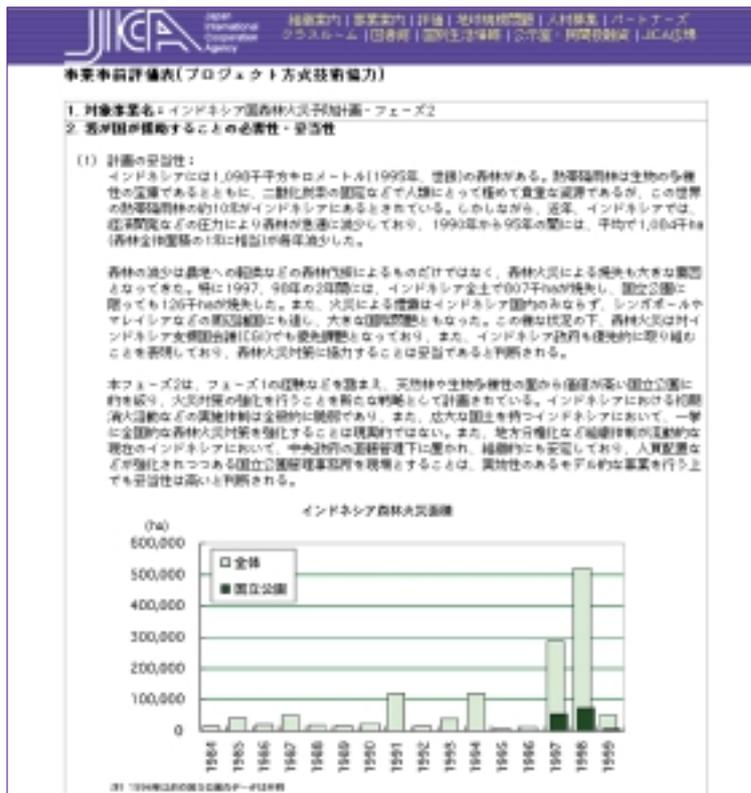


平成 12 年度版より事業評価年次報告書の英語版を作成し広く海外の関係機関に配付している

Box3 事前評価制度の導入について

事前評価制度は、事前段階から中間、終了時、事後に至るまでの一貫した評価システムを確立することにより、一層効果的・効率的な事業を実施していくことをめざして、2001 年度からすべてのプロジェクト方式技術協力事業、無償資金協力事業において本格的に、開発調査については試行的に導入されている。

事前評価結果は「事業事前評価表」として取りまとめられ、JICA が今後実施するプロジェクトの概要や成果目標、採択理由などを紹介し、ODA 実施機関としての説明責任を果たすことを目的として JICA のホームページ上で公表されている。



(JICA ホームページに公表されている事業事前評価表)

本報告書の掲載案件

本報告書は、JICA が 1999 年度に実施した 117 件の終了時評価と事後評価の結果を掲載している。

評価対象は 206 の協力プロジェクトであり、内訳は終了時評価が 92 件 92 プロジェクト、事後評価が 25 件 114 プロジェクトである。またこれらの評価のうち、個別のプロジェクトを対象として評価を行っ

たものは 103 件 103 プロジェクトであり、複数のプロジェクトを対象として評価を行ったものは 14 件 103 プロジェクトである。

これらの地域別、事業形態別、分野別の分類は、表 1、表 2、表 3 のとおりである。

表 1 地域別分類

	アジア	中近東	アフリカ	中南米	大洋州	欧州	その他*	合計
終了時評価	51	8	9	20	3	1	-	92
事後評価	55	1	3	48	1	1	5	114
合計	106	9	12	68	4	2	5	206

注)「その他」: 複数の地域から研修員を受入れた本邦研修事業

表 2 事業形態別分類

		終了時評価	事後評価	合計
研修員受入	本邦研修	-	7	7
	国別特設研修	2	13	15
	現地国内研修	2	-	2
	第三国集団研修	17	3	20
専門家派遣	個別専門家	-	2	2
	個別専門家チーム派遣	8	2	10
	研究協力	3	2	5
	重要政策中枢支援	1	-	1
技術協力機材供与		-	2	2
開発調査		-	39	39
プロジェクト方式技術協力		45	18	63
無償資金協力		13	14	27
開発福祉支援		-	5	5
青年海外協力隊派遣	青年海外協力隊	-	5	5
	青年海外協力隊チーム派遣	1	1	2
	シニア海外ボランティア	-	1	1
合計		92	114	206

注)ここに掲載している分類は評価時点の事業形態に基づいている。現在 JICA では従来形態別であった事業を統合的に実施するために事業予算の統合を進めており、現在は名称が変更となっている事業形態もある。

表 3 分野別分類

	計画行政	公共公益	農林水産	鉱工業	エネルギー	商業観光	人的資源	保健医療	社会福祉	その他	合計
終了時評価	8	12	25	16	1	5	4	20	1	-	92
事後評価	16	36	24	9	1	1	4	13	7	3	114
合計	24	48	49	25	2	6	8	33	8	3	206

評価結果の総括

JICA が 1999 年に実施した国別・テーマ別等の評価調査の主な特徴及び個別プロジェクト評価調査の結果の総括は以下のとおりである。

1. 国別・テーマ別評価

1999 年は国別アプローチの強化にどのように取り組むか、また、障害者支援、貧困・ジェンダー支援などのグローバルイシューにどう取り組むかという中心的課題を掲げ、国別・テーマ別評価調査を実施した。実施した評価調査のうち「メキシコ国別事業評価」「タイ障害者支援」「ネパール農林水産分野への協力と貧困・ジェンダー」「JICA/UNDP との合同評価（タンザニア貧困）」などの特徴的な評価調査について紹介する。

(1) 「メキシコ国別事業評価」

JICA では 1998 年より国別の開発課題にきめ細かく対応する国別アプローチ強化の方針を打ち出し、評価においても、JICA の援助が国別の開発課題の解決にどの程度貢献したかを評価する「国別事業評価」を実施している。

1999 年度は評価手法の開発（客観性とわかりやすさを確保すること）を通じて評価の質の向上を図ることと、国別事業実施計画の改訂を図ることを目的として「メキシコ国別事業評価」を実施した。

評価調査においては「個別評価」の結果をベースに、同一援助形態のプロジェクトを束ねて「援助形態評価」を行い、また、鉱工業、農業など同一のセクターに属する複数の案件を束ねて「セクター評価」を実施している。そして、最終的に援助形態評価及びセクター評価の結果を総合して「国別事業評価」としている。また、これらの評価には DAC の評価 5 項目を用い、5 段階評点方式を採用したところが特徴的である。

評価結果は環境対策と環境保全、保健医療サービスの向上、産業開発と地域振興の促進、南南協力支援などの開発課題への援助資源配分の重要性を提言した。

(2) 特定テーマ評価「タイ障害者支援」

1983 年「国連・障害者の十年」、1992 年 ESCAP において「アジア障害者の十年」が宣言され、「障害者の社会への完全参加と平等の実現」に向けて国際的支援体制の強化が求められている。

JICA 事業においても「障害者の社会への完全参加と平等の実現」の観点から、これまで一定の協力実績があり今後インドシナ地域の中心国として協力の拡大が予想されるタイを選定し、障害者支援分野における JICA の協力について評価を行うとともに、同実現に向けての今後の協力の改善に関する教訓・提言を導き出すことを目的に評価調査した。

評価結果からは、1) 「障害者のニーズは障害者が最も良く知っている」ことから、プロジェクトの案件形成、実施・モニタリング、評価などのプロジェクトサイクルのすべての過程に日本・タイの障害者の積極的参加を図る必要がある、2) NGO は障害者のニーズにあった活動を効果的に実施していることから、可能な限り優良な NGO と連携を図り、そのノウハウを活用すべきである、などの教訓が得られている。

(3) 特定テーマ評価「ネパール農林水産分野への協力における貧困・ジェンダー」

JICA は「貧困・ジェンダー」の視点からの取り組みが必要なプロジェクトについては、その計画段階で社会経済調査などを実施している。しかしその



農家での聞き取り調査
(ネパール農林水産分野への協力における貧困・ジェンダー)

結果をプロジェクトの実施の各段階に取り入れる具体的な方法論については、現場での試行錯誤が続いている。

本評価調査はネパールにおいて、JICA が過去に実施した、または実施中の農林水産業分野の協力プロジェクトを「貧困・ジェンダー」の視点から評価し、今後のプロジェクトにおいてJICA が「貧困・ジェンダー」の諸問題に配慮しつつ、受益者たる地域住民に効果的に協力の効果を波及させるための方策について、教訓・提言を得ることを目的として評価調査を実施した。

なお、本評価調査は名古屋大学が実施したが、JICA で外部評価機関に委託して行った初めてのケースであるという特徴をもっている。

評価結果からは、直接農民をターゲット・グループとするプロジェクトでは生産に対するインパクト（収入向上）は大きく、低位カーストの社会的な地位向上がみられるケースもあった。しかし、受益者と受益者以外の貧富の格差の増大につながるケースもあるため、計画段階での的確なターゲット・グループの選定に留意する必要があることが明らかになった。

また、ジェンダー配慮では、果樹栽培が女性にとって参加しやすい活動であり、新たな技術に接触することが可能になったことから、女性への教育効果が生じた事例がある。しかし、ネパールの農村社会



参加型調査手法（テン・ストーンズ）を用いて村人への調査を行っている様子（JICA/UNDP との合同評価（タンザニア貧困））

では女性の多くが非識字であり、持続可能な発展基盤を識字教育なしで構築することは困難であることから、女性への識字教育についても積極的に取り組んでいくことの重要性が再確認された。

（4）JICA/UNDP との合同評価（タンザニア貧困）

JICA と UNDP は 1988 年以來様々な形での協同関係を構築しており、1999 年 11 月に「貧困」をテーマとしてアフリカで評価を実施することが合意された。このテーマが選ばれた背景には、1998 年 10 月に東京で開催された第 2 回アフリカ開発会議（TICAD）で貧困削減がアフリカ開発の最重要課題であることが明確に打ち出されたことがあり、JICA は今後効果的な貧困削減支援をさらに強化していく必要がある。さらに UNDP は貧困削減をその活動の全体目標として掲げており、貧困分野の評価においても蓄積があることから、両機関からなる合同評価チームにより、「今後の協力事業において貧困対策を促進するための教訓を得る」ことを目的として評価調査を実施した。

この評価調査は、JICA で初めて人々の貧困観やプロジェクトのインパクトに対する認識といった主観的な情報を各種の参加型手法を用いて入手したところに特徴がある。

評価結果からは、貧困削減に一つのセクターの技術だけで立ち向かうことは困難であることから、「マルチセクター」「総合アプローチ」が望ましい反面、一度にそのようなプロジェクトに取り組むことは現実的ではないので、特定セクターの活動を核にしつつ、社会的配慮の範囲を少しずつ広げていくなかで、他のセクター、他のドナー、他の地域での活動などとの協調の可能性を段階的に模索していくべきである点が指摘されている。

2. 個別プロジェクト評価

個別プロジェクトを対象とした 103 件の評価結果について、（1）プロジェクト目標の達成度、（2）プロジェクトのインパクト、（3）協力終了後の自立発展性の 3 つの視点から総括した。

（1）プロジェクト目標の達成度

1) 概説

ほとんどのプロジェクトが、プロジェクト目標は達成されたかまたは協力期間内に達成される見込み

であると評価された。

一方、プロジェクト目標が協力期間内に一部達成されなかったとする評価結果は8件あったが、その場合でもすべてのプロジェクトについては何らかのフォローアップが行なわれている。

目標が達成された例としては、モデル地区の乳幼児死亡率が低下したもの(カンボディア「母子保健」)や、農業普及活動による農民の収入が向上したもの(スリ・ランカ「ガンパハ農業普及改善」)などがある。

また、目標が一部達成されていない例としては、保健指標に改善がみられたものの計画時に設定した指標の目標値には達していなかったもの(ベトナム「リプロダクティブヘルスプロジェクト」他)などが挙げられる。

2) 目標達成を促進した要因

a) プロジェクト関係者間の円滑なコミュニケーション

プロジェクト目標の達成に貢献した要因としてまずあげられるものに、プロジェクト関係者間の円滑なコミュニケーションがある。その結果、専門家とカウンターパートの信頼関係が形成され、共通の目標に向けた取り組みが可能となる。その一例としてアルゼンティン「植物ウイルス研究計画」の評価結果を紹介する。

本プロジェクトでは日本の研修受入機関から短期専門家が派遣されたが、これによりカウンターパートが日本で受ける研修の内容について現地で事前に打合せることが可能となり、より効果的にカウンターパートの研修を実施することが可能となった。その結果、日本で研修を受けた20名のカウンターパートは帰国後にプロジェクトの研究活動の推進力となった。また、長期専門家も連絡を密に取るなどして、プロジェクトの関係者との間に強い信頼関係を構築した。

その結果、プロジェクトは作物の病原ウイルスの診断法を確立したうえに、新種ウイルスを発見するという期待された以上の成果を得ることに成功し、現在同研究所は中南米における植物ウイルス研究の中心的役割を果たす機関となるまでに成長している。

b) 参加型手法を用いた関係者間の合意形成

タイ「公衆衛生」では、プロジェクトの活動に「参加型アクションリサーチ」という手法を用い、プロジェクト・チームと関係機関・地域住民が共同で、地域の保健サービスの向上のための調査や事業(サブプロジェクト)を実施した。この参加型手法により関係者間の合意形成が容易になったことにより、実施したすべてのサブプロジェクトが成功するという成果を得た。このような成果に基づいて、プロジェクトは国家保健政策における公衆衛生サービスシステムに関する提案書を関係当局に提出し、「タイにおける望ましい保健医療システムを立案する」というプロジェクト目標が達成された。

c) 状況の変化への臨機応変な対応

プロジェクトが状況の変化に臨機応変に対応して計画を修正したことも、目標達成のための促進要因となっている。例えば、タイ「工業所有権情報センター」では、商務省知的財産局内にコンピューター化された情報システムをもつ工業所有権情報センターを設立するための技術協力が行われたが、プロジェクト実施中にインターネットが急速に普及するという状況の変化が生じた。このため、プロジェクトは当初の計画を変更してインターネット・ネットワーク技術の導入を技術移転項目に加えた。その結果、同センターは工業所有権情報の普及活動を効果的に行えるようになり、「知的財産局の工業所有権情報の活用に関する能力が向上する」という目標を達成した。

d) その他の促進要因

その他の特記すべき促進要因としては、対象地域を絞り込むことで地域の特色に応じた技術指導を行ったこと(中国「環境配慮型野菜生産と流通」)や、イラストを多用したわかりやすい施工マニュアルを作成し、講習会を開催して多くの関係者を指導したことで質の高い工事を実現したこと(ベトナム「第四次初等教育施設整備計画」)などが挙げられる。いずれも、プロジェクトを取り巻く状況やニーズに応じた柔軟なプロジェクト立案と運営が成功の鍵といえる。

3) 目標達成を阻害した要因

a) 投入の実施時期の遅れ

目標が一部達成されなかったプロジェクトでは、チリ「環境センター」やケニア「測量地図学院」などにみられるとおり、関連施設の建設が遅れたことにより技術移転活動の開始が遅れたため、プロジェクト終了までに実施機関に十分な技術・能力が定着しなかったことがあげられる。

b) 外部条件の変化

外部条件の変化により目標達成できなかった例としてはブラジル「リオグランデ・ド・ノルテ州砂丘保護・砂漠化防止」のように3年間の協力期間のうち2年間にわたって厳しい干ばつに襲われたことによりプロジェクト目標の達成に至らなかったものなどがあげられる。

c) その他の阻害要因

プロジェクト目標が一部未達成であるとされたプロジェクトの多くは協力期間が3年間とやや短めであり、評価結果においてはプロジェクト目標に対して協力期間が短すぎたとの指摘がなされている。

また、目標が達成したと判断されたプロジェクトであっても、目標達成に影響を及ぼした要因がみられるものもあり、例えばコスタ・リカ「胃ガン早期診断」では、協力先が複数の部署にまたがり、かつ連携のための人材が不十分である場合には、複数の関係部署間の連携の難しさが目標達成の阻害要因の一つとなり得ることが指摘されている。

(2) プロジェクトが及ぼした波及効果（インパクト）

1) 概説

103件のプロジェクトのうちほとんどすべてにおいて、プロジェクトの波及効果によって相手国やその近隣諸国にプラスの変化があったことが確認されている。

一方、評価時点で波及効果発現の阻害要因が確認されたプロジェクトもある。例としては、灌漑施設整備したものの、栽培技術体系の確立・普及・流通システムの確立などが不十分であったため上位目標については効果が十分現れていないもの（エル・サルヴァドル「サポティタン地区農村復旧計画」）や、自国に必要な機材が整備されていないため研修で習得した知識を実践できないもの（メキシコ「電子制

御」）などがあり、効果が発現するための環境が整っていないことがその理由となっている。

2) 波及効果の例

a) 実施機関組織の確立

実施機関の技術能力が向上したことにより政府における実施機関の地位や役割が向上したという効果が技術協力プロジェクトの多くでみられている。

例えばブラジル「生産性・品質向上」では、パラナ州のブラジル品質・生産性機構（IBQP パラナ）の生産性向上に関する技術移転が行われた。その結果、通商産業開発省などから企業の競争力強化や輸出促進など、国家政策に沿ったプロジェクトが依頼されるようになり、プロジェクト開始後4年目の1999年には中央組織であるIBQP ナショナルとの統合が合意され、パラナ州のみならず全国規模で活動する生産性機関としての役割が認められるようになった。さらにIBQP パラナは、2000年には中南米8か国を招いて「ラテン・アメリカ生産性セミナー」を開催しており、生産性に関する地域ネットワーク構築の推進力となっている。

b) 他機関との協調関係の構築

プロジェクトの活動を他の機関と連携して実施したことにより協力先機関の間の協調関係が構築された例も多い。例えばボリヴィア「サンタクルス医療供給システム」では「サンタクルス総合病院が地域保健医療システムの一部としてサンタクルス市民（特に貧困層）に適切な医療サービスを提供する」という目標を達成するための手段として、サンタクルス総合病院と県・市保健局の連携による患者移送システムや救急医療システムを形成したことにより、関係機関の協調関係の構築が促進され同市の保健医療システムの改善につながった。

c) 政策への貢献

プロジェクトが政策立案に貢献した例も複数みられる。例えばタイ「食品衛生強化」では、保健省医科学局と食品医薬品局の食品衛生に関する研究や食品加工工場の指導などの能力を強化することに成功したが、その成果を踏まえ「国家食品安全計画」の草案が作成されている。

また、カンボディア「母子保健」では同国で初めて診療費制度を導入し、実施機関である母子保健センターの歳入の60～80%を診療費収入でカバーすることを可能にした。この結果、カンボディア政府はこの制度を国のモデル・システムとして採用することを決定し、他の病院への導入を図っている。

d) 技術の普及

多くのプロジェクトでは、実施機関が習得した技術や知識を、研修の実施、開発されたデータベースの公表やマニュアルの出版などを通じて他の政府機関や民間企業、市民に普及している。例えば中国「住宅新技術研究・人材育成センター」では、実施機関の一つであるハルビン建築大学において施工管理技術マニュアルを作成した。このマニュアルは書籍として出版されており、学生から建設業界の実務者レベルまで幅広い層において移転した技術が普及・向上しつつある。

なお、第三国集団研修においては、周辺国からの研修参加者が帰国後に習得した知識や技術を、同僚への指導、セミナーの開催、新規プロジェクトの立ち上げなど様々な形で自国内で普及させていることが評価調査で確認されている。

また、普及の効果がすでに目に見える変化として現われているケースもある。例えば、アルゼンティン「植物ウイルス研究計画」では、植物病理生物学研究所を通じて農作物の抵抗性品種を普及したことにより、マルデリオクアルト病によるトウモロコシの損失の減少という効果が見られている。



プロジェクトで学んだ野菜栽培技術により多種数の野菜を育てることに成功した地域農民（パラグアイ「プラスガライ入植地開発振興計画」）

e) 住民生活の向上

技術協力プロジェクトの多くは政府機関の能力向上を目標としており、波及効果が住民に及ぶまでにはある程度の時間がかかる。しかし、例えば保健医療や農業などの住民へ直接サービスを提供する分野では、協力期間中にすでに住民の生活にプラスの効果をもたらされているものもある。

なかでもパプア・ニューギニア「ハイランド養殖開発計画」は、3年間という短い協力期間で住民へ大きな効果をもたらした例としてあげられる。

同プロジェクトは、政府が設置した「ハイランド養殖開発センター」を拠点として小規模養殖の推進のための協力を行ったが、協力の結果同センターの種苗生産能力が大きく向上し、コイ及びニジマスの小規模養殖が地域の農民に普及した。そのため、それまでは食料の大部分をサツマイモに頼っていた農民が魚を食べられるようになり、動物性タンパク質の摂取ができるようになった。また自給自足的な農業に現金収入の道が開かれるなど、生活様式にも変化が起っている。この効果には、ハイランド地方のみならず沿岸地域の農民も興味を示しており、今後小規模養殖が全国的に展開される可能性も期待されている。

無償資金協力で整備した給水施設・学校・農村道路などについてみれば、住民の生活に直結した施設の整備を行ったことにより、ほとんどのプロジェクトで水汲み労働の軽減や教育環境の向上などの住民の生活条件の向上がみられている。

具体的には、セネガル「地方給水施設拡充計画」では、給水施設の設置により住民の自助努力による新たな活動が開始されている。同プロジェクトは、10村の地方給水施設を改修して2か所の維持管理センターを整備することで、安全な飲料水と家畜用水の安定的供給という目標を達成した。水の供給を受けた村では、余った水を生産活動に結びつけようと村の女性グループが農業省の補助金を受けて野菜栽培に取り組んだり、野菜栽培に関する共同作業を行いやすくするために託児所を設けて集団保育を試みるなどの動きも出てきている。

同じく住民に直接働きかける活動が多い青年海

外協力隊チーム派遣においても、市場の改修を行ったことで村に来る商人が増えたり（インドネシア「南スラウェシ州バル県地域総合開発実施支援」）、野菜の普及により住民の収入が増加し、身につける衣服が良いものになった（パプア・ニューギニア「テプテプ野菜プロジェクト」）などの波及効果がもたらされている。

f) WID・ジェンダーに関する波及効果

ジョルダン「家族計画・WIDプロジェクト」では、啓もう普及セミナーの担い手である地域開発推進員として20代の若い住民女性を採用したが、このことは女性が保健活動や社会活動に参加し、新しい物事に触れることを可能にした。同時に、イスラム社会において強い影響力をもつ宗教指導者をセミナー講師として招くことによって、男性の家族計画に対する理解を得ただけでなく、地方の宗教指導者の家族計画に対する理解を得ることに成功した。

(3) 協力終了後の自立発展性の見通し

1) 概説

自立発展性は通常、組織・制度面、技術面、財務面の3つの側面から評価が行われている。

本書に掲載した個別評価の対象である103件のうち、国別特別研修などJICAが実施機関となっており自立発展性の判断をするのに適さない3件を除いた100件について、組織・制度面、技術面、財務面のすべての側面で自立発展性が高いと評価されたものは49件であった。その他の案件については何らかの側面で自立発展性への課題が指摘されており、改善するための提言がなされている。



地域開発推進員を対象に女性の妊娠、出産のメカニズムについての講義を行う専門家（ジョルダン家族計画・WIDプロジェクト）

a) 組織・制度的側面

組織・制度面については、おおむね問題はなく自立発展性は確保される見込みであるとする案件が多い。前述したブラジル「生産性・品質向上」の例をはじめとして、プロジェクトの実施により組織が昇格したり、より安定的な地位を確立したケースもある。逆に組織・制度面に関する懸念がある例としては、実施機関の行政上の位置づけが不明確である場合（タイ「水道技術訓練センターフェーズ2」他）や、学位認定のための権限がなく他機関の協力が不可欠である場合（中国「労働部職業訓練指導員養成センター」他）などが挙げられる。

b) 技術的側面

技術面の自立発展性については、技術協力プロジェクトでは技術移転が計画どおり終了し、カウンターパートが実施機関に定着する見込みが高い場合に自立発展性が高いと判断しているものが多い。無償資金協力では、建設・整備した施設や機材が相手国へ引き渡された後も適切に維持管理されていることが重視されている。

c) 財務的側面

財務面は自立発展性を判断する3項目の中で最も評価が低い側面である。特に、経済危機などにより国家予算が縮小傾向にある国の場合、活動資金を政府予算に頼っているプロジェクトの多くは自立発展性に問題を抱えている。また、多くの国で起っている地方分権化の流れにより地方政府を実施機関としたプロジェクトでは、地方政府の財政基盤の脆弱さが自立発展性への懸念事項となる場合が多い。

財務面での自立発展性を確保するためには、実施機関が事業収入や委託研究費、研修費、診療報酬などの独自の収入源を持つことが重要であるが、今回掲載されたプロジェクトのうち少なくとも9件は、活動経費のすべてではないものの一部をすでに自主財源で補っている。

2) 自立発展性を促進した要因

a) 自己収入源の確保

アルゼンティン「工業分野省エネルギー」は、自己収入ですべての活動経費を確保できる見通しのあるプロジェクトの一つである。同プロジェク

トの実施機関である国立工業技術院エネルギー研究開発センター（CIPURE）は、協力の結果省エネルギーのための工場診断を受注したり、研修コースを開催できるようになった。それらの活動への発注元企業や研修参加企業の評価は高く、同センターの開催する研修参加を希望する企業は着実に増加している。工場診断や研修は有料で行われていることから、協力終了後の活動に必要な収入は維持できる見通しが立っている。

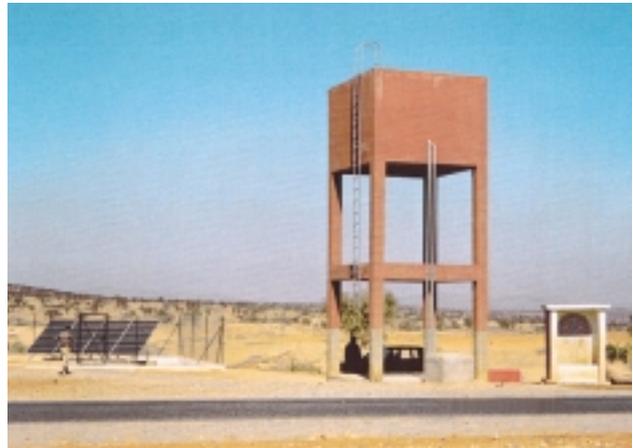
b) プロジェクトの運営能力の確立

無償資金協力の場合、活動の中心は施設建設や機材整備などのハード面であるが、運営管理面での指導を行う技術協力も併せて実施したことで自立発展性が促進された例もある。スリ・ランカ「ペラデニア大学歯学部改善計画」では1995年度から1997年度にかけてペラデニア大学歯学部の校舎の建設と教育用機材の整備を行ったものであるが、これらの施設や機材は、その後1998年2月からプロジェクト方式技術協力「ペラデニア大学歯学部教育プロジェクト」が開始されたことにより引き続き有効に活用されるとともに、プロジェクト方式技術協力のチームとペラデニア大学スタッフが共同で作業を行うことで、彼らのプロジェクト運営能力も高まった。

また、無償資金協力にて建設された施設の維持管理に関し、モロッコ「地方飲料水供給計画・地方給水計画」とスリ・ランカ「ミニペ・ナガディーバ農村開発計画」は対照的な事例としてあげられる。これらはいずれも井戸建設による村落住民への生活用水の供給を含んだプロジェクトである。第一期工事が実施されてから、前者は6年目、後者は11年目の時点での評価であるという違いはあるが、前者は井戸の維持管理が極めて良好に行われているのに対し、後者の維持管理状況にはやや問題がみられている。

モロッコ「地方飲料水供給計画」の維持管理体制の確立については、機材引き渡し後に技術面での協力を行う個別専門家による技術指導などを行ってきたことが高い自立発展性に貢献している。

さらにこのプロジェクトでは、モロッコ政府が自立発展性を重要視しており、住民の自立発展を促すために計画の初期から住民を巻き込んだプロ



給水塔及び太陽電池パネル（モロッコ地方飲料水供給計画）

ジェクトの実施を行ってきた。住民が水管理委員会を設立できない村落には給水機材の設置を行わないことを政府が基本方針としているため、井戸が設置された村落の住民は高い意識をもって維持管理体制を整備しており、各家庭への給水や周辺の村落への配水も自助努力によって行っている。

3) 自立発展性を阻害した要因

a) 地方分権化に伴う実施体制・財政基盤の脆弱化

特に地方分権化により実施機関が中央から地方政府に移管された場合、財政面の自立発展性の確保が難しくなるケースが多い。

例としては、インドネシア「農水産業統計技術改善」などがある。このプロジェクトの実施機関は中央の政府機関である農業データセンターである。地方分権化に伴い地方での統計活動に関する費用の多くが今後地方政府から支出される予定である。そのため移行期においてはプロジェクトの活動を継続するための実施基盤が不安定になる可能性もあるとされている。

b) 組織の運営管理体制や機材の保守整備体制の未確立

トルコ「港湾水理研究センター」では、「港湾水理研究センターを確立する」という目標のもと、カウンターパートは必要とされる港湾構造物に関連する実験技術をほぼ習得した。しかし、研究活動の運営管理や機材の保守整備体制の確立は協力内容に含まれておらずトルコ側で行うこととなっていたが結果的に達成されなかったため、同センターの自立発展性は不十分なものとなっている。

3. プロジェクト終了後のフォローアップ状況

個別案件の評価を実施した結果、プロジェクト目標の達成や協力効果の自立発展性を図るために、追加的な協力（フォローアップ）を実施する必要性が提言されている。それらの提言を踏まえて、これまでに JICA が実施した各種のフォローアップは次のとおりである。

(1) 協力期間の延長

協力期間の延長は、主にプロジェクト方式技術協力及び第三国集団研修などで実施される。プロジェクト方式技術協力では通常、プロジェクト目標が当初の協力期間内に十分達成されない場合や、プロジェクトの自立発展性が十分ではない場合に協力期間を1～2年程度延長している。本書に掲載した個別のプロジェクト方式技術協力においては、全45件のうち1件について延長を行っている。

また、複数の成果のうちの一部が達成されていない場合に、その分野に限って協力を継続するフォローアップ協力が6件のプロジェクト方式技術協力において実施されている。

第三国集団研修においては、研修に対する研修参加国のニーズが高い場合にも協力期間を延長しており、今回の個別評価対象案件では、第三国集団研修17件のうち、4件について協力期間を延長した。

(2) 新たなプロジェクトの形成・実施

プロジェクトの効果を対象国内や周辺諸国に拡大・普及させるために、新たなプロジェクトを開始する場合もある。プロジェクト方式技術協力の第2フェーズや、関連する分野での別のプロジェクト方式技術協力を実施することもあれば、無償資金協力で整備された施設を活用してプロジェクト方式技術協力を開始したり、協力の成果を第三国集団研修によって周辺諸国に普及するなど、協力形態を変えて実施することもある。

本書に掲載した個別案件の後を受けて、13件のプロジェクト方式技術協力と3件の個別専門家チーム派遣、7件の第三国集団研修、そして1件の現地国内研修が新たに開始された。

(3) 専門家、青年海外協力隊員の派遣または研修員の受入れ

プロジェクトの自立発展性を確保するためには、プロジェクトの運営に関する指導助言や機材の維持

管理など、補完的な協力が必要なケースがある。このような場合、個別専門家や青年海外協力隊員を派遣したり、カウンターパートの研修受入れを実施するなどの支援を行っている。今回の評価対象案件では、14件に対し個別専門家を、3件に青年海外協力隊員をそれぞれ派遣し、1件についてカウンターパートの研修を日本で実施した。

評価結果から得られた教訓・提言

報告書に掲載された評価結果のなかで数多く指摘された教訓・提言のうち、JICAの今後の協力の方向性を念頭においたうえで、他のプロジェクトにも適用可能なものを取りまとめた。

掲載した12件のうち、1～3はプロジェクト形成に関するもの、4～6は相手国実施機関に関するもの、7～10は分野・課題に関するもの、11、12は在外事務所の実施体制に関するものを取りあげている。

1. 技術移転の対象者から最終受益者への協力効果の波及経路を明確化する必要がある。

- (1) JICAでは通常協力の直接の対象は政府機関であり、技術移転を受けた政府機関の職員（カウンターパート）が最終受益者（住民など）へさらに技術を普及させる「トリクルダウン効果」を期待しているが、特定テーマ「パラグアイ農林業分野の協力における貧困・ジェンダー」の評価結果によれば、貧困層を最終受益者とするプロジェクトであっても実際にはカウンターパートが協力の受益者として認識されがちである点が指摘されている。この場合、カウンターパートは最終受益者にサービスを提供する仲介者であることから、最終受益者がどの層のどのようなグループであるかを明確にしたうえで、カウンターパートから最終受益者まで実際にどのような過程を経て効果が波及するかを協力開始前に明確にしておく必要がある。
- (2) 一般に最終受益者に波及効果が及ぶまでには時間がかかることから、技術の受益者に届ける仲介者（普及員など）の育成も含めた全体の波及経路を明確にしたうえで、そのなかでプロジェクトの果たす役割を明確にしておくことが重要である。
- (3) 協力終了後も技術移転の対象者（カウンターパート）が継続して技術や知識を最終受益者（住民など）に普及することが必要であることから、当初からカウンターパートによる普及活動やそ

のためのシステムづくりを協力内容に含めておくことが効果的である。

2. プロジェクトを形成する際には可能な協力規模を考慮し、プロジェクト目標を絞り込む必要がある

本報告書に掲載されたプロジェクトで目標が一部未達成であったと判断された8件のうち6件については協力期間が3年間と短めであった。目標が期間内に達成できなかった理由として多くのプロジェクトが協力期間が短かった点や、元々の目標設定が高すぎた点をあげていることから、プロジェクトを形成する際には事前調査を十分に行い、相手国側の現状及び可能な協力期間・投入量を考慮して、プロジェクト目標の絞り込みを行う必要がある。

3. プロジェクトの自立発展を見据えた計画の策定と実施が必要である

- (1) 組織面での自立発展性の確保のためには、技術面だけでなく実施機関の運営管理能力を高めることが必要であるという教訓が、多くのプロジェクトから得られた。運営管理面への協力を確実に行うためには、プロジェクトが達成すべき成果の一つとして運営体制の確立や指導者育成を計画に明記しておくことが必要である。
- (2) プロジェクトの自立発展性を確保するために、



水運びの夫婦（ネパール）

特に無償資金協力においては、機材の維持管理や施設の運営管理能力の向上など、技術協力との連携を念頭に置いたソフト面での支援の強化が必要であることが、多くのプロジェクトによって指摘されている。例えばモロッコ「地方飲料水供給計画・地方給水計画」からも、維持管理面への技術協力を併せて行うことで自立発展性が高まるという教訓が引き出されている。

- (3) 財務面での自立発展性を確保するために、可能なものについては自己収入を得るための工夫を行うことが効果的である。例えば研修実施機関を拠点として協力を行っている場合には参加者から研修費を徴収して活動経費を補っていくことも一案である。

4. 相手国側の協力受入態勢が整っていない場合には、協力をいくつかのフェーズに分けて段階的に実施することも効果的である

- (1) メキシコ「環境研究研修センターフェーズ2」では、協力開始のための前提条件が十分ではないが内容の重要性や緊急性から迅速に開始する必要があると判断されたことから、まず最初に2年間の第1フェーズ協力を実施して活動拠点である同センターの組織体制を確立して基礎的な技術移転を行った後、第2フェーズとしてより高度な内容の協力を行うという段階的なプロセスを用いたことにより、着実な成果をあげている。
- (2) 相手国側が整備する施設の建設の遅れが目標達



メキシコ環境研究研修センターではまず2年間のフェーズ1協力を実施して組織体制の確立を行った後、フェーズ2協力を実施した。

(メキシコ環境研究研修センター計画フェーズ2)

成の阻害要因となる例もみられることから、特に相手国側の投入の実施状況については、協力開始前に十分に確認の上、これを一層確実なものとするよう協力開始後に定期的にフォローを行うことが重要である。

5. 複数の実施機関を協力対象とする際には組織間の調整を行う体制を確立する必要がある

実施機関は可能な限り一つに絞り込むことが好ましいが、プロジェクトの効果をあげるためにあえて複数の機関を対象として協力を行う場合には、各機関の責任分担を明確にし、専門家が働きかけを行うほか、相手国側関係機関からなる調整委員会を設置して必要な調整を行う体制を整えるなどの工夫が必要である。

6. 地方分権化に関するプロジェクトを実施する場合、地方政府の能力と権限を十分に把握する必要がある

- (1) 地方分権化により新たに事業の実施主体となった地方政府は、財政基盤が弱いだけでなく事業実施のための技術やノウハウを十分持っていないことが多い。また、州、市、村など地方政府がいくつものレベルに分かれているために中央政府との関係や事業実施の権限が複雑である場合も多い。よって今後プロジェクトを形成する際は各機関の関係や資金調達能力、計画立案・事業実施能力を十分に検討し、必要に応じて協力内容に地方政府の能力開発を含むことを検討することも重要である。
- (2) プロジェクトの活動を担う機関が中央レベルから地方レベルまで複雑に関係している場合、それらの機関の調整がプロジェクトの成功の鍵となることから、専門家が中央と地方政府のパイプ役を果たすことも重要である。

7. 貧困対策には、セクターの境界を越えたより柔軟な取り組みが必要である

- (1) タンザニア「キリマンジャロ村落林業計画フェーズ2」を対象として実施した合同評価「JICA/UNDPとの合同評価(タンザニア貧困)」では、「ドナーの貧困観」と「現地の人々の貧困観」

にギャップがあることや、現地の人々の貧困観も地域や男女によって違いがあることが明らかになった。

貧困削減プロジェクトを形成する際には、何を貧困と考えるかは人によって異なるという「貧困の多面性」を考慮して協力内容を策定する必要がある。

- (2) 貧困問題には様々な要素が関係していることから、特定のセクターにおける技術協力が貧困削減に与える影響は限られている。他ドナーでは複数セクターにまたがる「統合アプローチ」が実施されているが、相手国側の受入能力の問題もあり実際には一つのプロジェクトですべての貧困要因に対応することは困難である。

JICA は従来より特定のセクターについての技術移転の経験を蓄積しているという利点を持つことから、JICA 独自の貧困対策アプローチとして一つのセクターにおける技術移転を「導入点」として、地域のニーズに応じて活動範囲を徐々に他のセクターにも広げていく「段階的」アプローチが有効であると考えられる。

- (3) 2(1) のタンザニア「キリマンジャロ村落林業計画」では貧困削減は直接の目的とされていなかったが、植林活動を円滑に行うために学校建設や家畜飼育などの生活条件の改善に関する取り組みが行われたため、貧困削減にプラスの波及効果がもたらされた。

このような効果が現れたのは、派遣された専門家が活動していく過程で地域の人々の生活への関心を深めていったことにより積極的に社会的側面への活動を行った結果といえるが、今後こういった効果を継続的に生み出していくためには、社会的側面への活動を専門家個人の裁量に委ねるのではなく、プロジェクト活動の一環としてあらかじめ組み込んでいくための方策を検討する必要がある。

8. 障害者支援分野の協力では障害者の積極的な参加とそれを可能にするための環境整備が必要である

- (1) 障害者支援分野においては、障害者のニーズに合った協力を効率的に実施するため、案件形成、



校庭で車椅子バスケットに興じる職業訓練学校の訓練生たち（タイ）

実施・モニタリング、評価といったプロジェクトサイクルの全過程に障害者の積極的な参加を図る必要がある。また、そのためには視覚障害者のための教材の点訳など、障害者の参加を可能にするための環境を整備することが重要である。

- (2) 障害者の社会への参加を実現するためには、社会・経済活動へのアクセスが確保される必要があることから、インフラ・施設整備に関する開発調査や無償資金協力などの協力を実施する際には、施設内に車椅子用スロープを取り付けるなど障害者に対する配慮を行うことが重要である。

9. 先端技術分野の協力では、急速な外的要因の変化への柔軟な対応が必要である

- (1) 先端技術分野においては相手国側のニーズや状況が特に急速に変化するため、協力途中で柔軟に活動計画を変更して対応する必要がある。

例えばタイ「工業所有権情報センター」では、相手国内でのインターネットの急速な普及に対応して技術移転項目を追加している。またタイ「PFP 工業所有権」では、当初の目標が予定より早く達成されたため新たなニーズに対応した研修科目を導入しているが、協力期間を当初から5年とせず3年程度としておき、必要に応じ延長を検討することを教訓として提案している。

- (2) 先端技術分野では技術動向やニーズが変化しやすいことから、特定分野の長期専門家が単独で

対応することは困難である。このため技術移転は短期専門家を中心とし、長期専門家は調整役に徹することも一案である。

- (3) 先端技術分野では国内・現地ともに人材の確保が困難であることから、事前に日本人専門家のリクルート先や国内支援体制について十分確認しておく必要がある。また現地で適切な技術レベルのカウンターパートを十分に確保できない場合には、カウンターパートの技術力を揃えるための予備教育期間を協力を組み込むことも有効であろう。さらに、カウンターパートが民間企業などに引き抜かれて離職した場合でもその影響を最小限にとどめるために、情報の共有化や、テキストの作成などの工夫が必要である。

10. 研究協力型案件であっても、実社会での活用や普及を視野に入れて活動を行う必要がある

- (1) 研究協力型案件とは相手国側の研究機関に対し主に研究員の能力向上を図る協力を行うプロジェクトである。多くは上位目標として研究成果が実社会において活用されることが期待されているが、このためには協力期間中から行政への反映や農民・企業への普及を念頭に置いておく必要がある。

そのため、普及を担当する専門家を含めるなど開発した技術の普及を視野に入れた計画を策定することが望ましいが、普及活動は計画の範囲に含まれない場合でも、実証試験を活動計画に盛り込んだり、研究活動は可能な限り成果を活用する現場で実施するなど将来の普及に向けての配慮が必要である。

- (2) 研究成果を政策に反映させるためには実施機関の権限や相手国側の政策決定過程などを事前に把握しておく必要がある。

例えば環境分野など研究成果が政策に反映されることで協力の効果が発揮される分野においては、研究機関が行政に対し提言を行う権限をもっていることが必要である。



NGO が行うリプロダクティブヘルスワーカー研修
(カンボディア「貧困軽減に向けての女性リプロダクティブヘルス向上プロジェクト」)

11. 国別特別研修をより効率的・効果的に実施するためには、在外事務所の取り組みの強化が必要である

- (1) 参加者のニーズに合った研修を実施するために、国別特別研修コースを形成する際に現地のニーズを明確に把握することが重要であることから、在外事務所で実施する要望調査を高い精度で行うことが必要である。
- (2) 研修中の研修参加者の意識の向上を図り、また移転した技術の波及を一層促進するためには、帰国後に研修参加者の所属組織において研修成果の発表会を開催するなど、技術移転の成果を関係者に広く伝えるよう奨励していくことも効果的である。

12. NGO との連携事業を効率的に行うためには在外事務所への権限委譲や体制強化が必要である

- (1) 開発福祉支援事業の発掘・形成・実施には迅速な判断ときめ細かい事業の実施が求められるが、日本にある JICA 本部がすべてを掌握するのは困難であることから、在外事務所への権限委譲を強化し本部の役割はプロジェクトの調整や助言にとどめることが望ましい。

一方、開発福祉支援事業に関する小規模で大量の申請を処理する在外事務所では、多大な時間と労力が必要となっていることから、あらかじめ相手国政府と包括的な協定を結ぶなどして事務手続きの合理化を図る必要がある。

-
- (2) 開発福祉支援事業の成功には NGO との緊密なコミュニケーションが必須であることから、NGO との交流や意見交換の機会を増やし、一層の信頼関係を構築する必要がある。例えば JICA インドネシア事務所では専任のインドネシア語の話せる企画調査員が派遣されているため、現地 NGO との信頼関係の形成や相手側政府機関への働きかけがスムーズに行われているが、同事業を担当する在外事務所の人員配置にはこのような配慮が必要であろう。
- (3) アジア地域における開発福祉支援事業は経済危機への対策として急遽認められたために、実行の迅速さが最優先されて支援規模が NGO の事業規模に見合った適正規模より大きくなる傾向があった。大規模な支援により幅広い協力が可能になったというメリットもあったが、同時に NGO 側の JICA への依存度を高め、組織やプロジェクトの自立発展性を損なうおそれもあることから、支援を行うにあたっては NGO の事業規模に見合った適正な規模を十分に検討することが必要である。
- (4) 在外事務所の負担を増やすことなく現地の実情にあったきめ細かいプロジェクト管理が行えるよう、在外事務所の下に中間組織あるいはネットワーク型 NGO などのフォーラムを設立し、現地の NGO が実施する案件の管理と組織強化への支援を行うことも有効である。

前回の事業評価報告書において提言された事項への取り組み状況

JICA の行う事業評価の重要な目的の一つは、評価結果をプロジェクトの形成・実施に反映させ、また事業の改善を図ることである。

本章では「2000 年度の事業評価報告書において教訓・提言として指摘された主な事項」について、現時点での JICA の取り組み状況を紹介する。

1. 相手国側関係者の協力への参加の促進

2001 年度の事業評価報告書では、相手国側のニーズに合ったプロジェクトを実施するために、プロジェクトの計画段階から相手国側の幅広い参加を得ていくことが重要であると指摘している。

プロジェクト方式技術協力では、現在はほぼすべてのプロジェクトが計画段階で PCM ワークショップを開催しており、相手国の実施機関や住民などの関係者の意見を計画に反映させている。

また、開発福祉支援事業など、現地の NGO に直接業務を委託する形の協力が近年増えてきているが、このような場合には受益者となる住民が計画策定だけでなく実施段階にも参加しているケースが多い。

さらに開発調査においても調査の過程に受益者である業界や住民団体との対話を必要に応じ取り入れてきており、ラオス「ナムニアップ水力発電計画」

にみられるように、第 1 フェーズで電力開発に関する住民公聴会と環境影響評価を実施し、この結果に基づいて第 2 フェーズの調査の実施を判断するなど、住民の意向を反映したプロジェクトの形成がなされている。

2. 協力終了後の自立発展性を見据えた協力

協力終了後の自立発展性を確保するうえでは、プロジェクト実施期間中から運営管理体制を確立しておくことが重要である。

このために、技術協力プロジェクトでは計画のなかに運営体制の強化の盛り込み指導を行っているほか、相手国側の能力や実施体制に見合った事業規模となるよう協力内容を精査したり、安易にローカルコスト負担をせず、相手側の自助努力を促すなどの方策が行われている。

また、開発調査においても計画を策定するだけでなく、パイロット事業や実証調査を実施してオンザ・ジョブ・トレーニングを行うことによりカウンターパートや住民組織に調査のノウハウが残るよう工夫を行っている。

無償資金協力事業では必要に応じて、ソフト・コンポーネントにより住民への啓もう活動や、供与した施設・機材の維持管理のための組織強化を図っているほか、機材の操作指導のための技術協力や現地語操作マニュアルの整備などを実施している。

さらに、これらの取り組みを体系的に蓄積するために、調査研究「効果的援助実施のための組織運営能力強化のあり方」を現在計画中であり、途上国の組織運営能力を強化するための手法と JICA の協力のあり方についての提言を行う予定である。

3. WID・ジェンダーの視点の強化

WID・ジェンダーの視点の強化のための取り組みとして、特に農林業などの住民参加を前提とする協力事業においては、WID・ジェンダー担当の専門家が派遣されている。

さらにインドネシアに女性の役割担当国務大臣府



村人を対象に PCM ワークショップを行っている様子
(インドネシア)

に「ジェンダー・メインストリーミング」の専門家を派遣し、ジェンダーに関する統計資料の整備や分析を行い、計画の策定時に活用できるようにしている。

また、グアテマラで個別専門家、青年海外協力隊により実施されている「女子教育支援」のように当初から女子を対象とした協力が行われている例もある。

さらに、WID・ジェンダー配慮を行うための人材育成を促進するために、相手国側政府関係者や専門家候補者を対象として各種の研修を実施している。一例をあげると相手国側政府関係者に対する研修としては「女性と開発」や「女性の教育推進セミナー」など、9つの集団研修コースを実施しており、また援助人材の育成のための研修としては専門家養成研修「社会・ジェンダー視点からの貧困対策コース」などを実施している。

4. 第三国集団研修の改善、帰国研修員ネットワークの形成

2000年度の事業評価報告書では、第三国集団研修の改善や帰国研修員のネットワークの形成などが提案されていたが、このうち第三国集団研修の改善のための取り組みとして、JICAは第三国集団研修の地域別会議を開催している。これは第三国集団研修を特に多く実施しているASEAN5か国の援助受入窓口と研修実施機関の担当者を集めて、実施における問題点を抽出し、その改善方法を検討するものである。この会議の成果として現在までに改善された問題点としては、研修実施マニュアルの作成や研修内容の重複を避けるためのプログラムの精査、情報の共有化を促進するための第三国集団研修用のホームページの開設などがある。

上記に加え、帰国研修員との情報ネットワークや人材バンクの形成のため帰国研修員同窓会を活用することや、研修のフォローアップ体制を強化していくことを現在検討中である。

5. 広報活動の強化

JICA事業が国民の税金を原資としている以上、JICA事業の効果や現状などについて、外部に対し積極的に情報を提供し、理解促進に努める必要がある。

JICAでは、一般の方々がJICA事業にかかわる写真・ビデオなどの各種資料を自由に閲覧できるように、本部内にメディアセンターを開設している。また各在外事務所でもホームページを開設して広報に努めている。

さらに、個々のプロジェクトについても、特にプロジェクト方式技術協力を中心に、パンフレット、ポスター、ビデオの作成やニュースレターの配布、フォーラムの開催、ホームページの開設などを通じてプロジェクト内容を広く国内外に紹介している。これに加え、開発調査でも、一部のプロジェクトで最終報告書の概要を簡潔に取りまとめた資料を和文と英文で作成し、国内外の関係機関に配布するなどの試みが行われている。

さらに、情報を発信するだけでなく、国民の方々の意見を反映させながら事業を展開していく動きもみえはじめている。例えば調査研究「中央アジア援助研究会」では報告書のドラフトをインターネット上で一般に公開して広くコメントを求めており、また、調査研究「第二次環境分野別援助研究会」では一般参加のセミナーを開催し、市民の意見を反映させるための試みを行っている。

国内だけではなく援助相手国の国民や他の援助機関に対する広報も重要であることから、JICAの英文ホームページ上で各種の事業情報を発信しているほか、プロジェクト実施過程において援助機関会議を主催し、その成果を他機関にフィードバックしたり、プロジェクト終了時にセミナーを開催し現地の関係者に対して技術の普及と広報を行うなどの取り組みを行っている。



JICAメディアセンター風景